

平成28年度 社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会

事業計画

社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会

目 次

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 組織運営方針	1
4. 理事会の開催	1
5. 評議員会の開催	1
6. 監事による監査	1
7. 職員研修	2
8. 防災計画	2
9. 地域福祉活動計画（平成24年3月策定）の実施	2
10. 社会福祉協議会による地域福祉の推進	3
(1) 社会福祉協議会の活動体制の強化	3
(2) 成年後見制度法人後見支援事業	4
11. 生活困窮者自立相談支援事業	4
12. 社会福祉協議会の基盤整備・強化	4
(1) 会員加入促進	4
(2) 財源確保と適正管理運用	4
13. 企画・広報事業	4
(1) 社協だよりの発行	4
(2) ホームページの有効活用	5
14. 地域生活支援事業	5
・福祉用具貸出事業	5
15. 心配ごと相談	5
16. 福祉教育・ボランティア活動	5
(1) 福祉教育・ボランティア活動、地域福祉の推進事業の実施	5
(2) ボランティアセンター機能の推進	5
(3) 災害ボランティアセンター体制強化	5
17. 共同募金及び歳末たすけあい事業・24時間TV	5
(1) 赤い羽根共同募金配分金事業	5
(2) 歳末たすけあい配分金事業	6
(3) 24時間TV募金活動	6
18. 生活福祉資金貸付事業	6
19. 小口福祉資金貸付事業	6
20. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	7
21. 福祉団体等の活動支援	7
(1) 民生委員児童委員協議会	7
(2) 老人クラブ連合会	7
(3) 障害者協議会	7
22. 大野見保健福祉センター管理業務事業	7
23. 中土佐町受託事業	8
(1) 寝具類洗濯乾燥、消毒サービス事業	8
(2) 日常生活援助サービス事業	8
(3) 要援護高齢者等入浴サービス事業	8
(4) 中土佐町認知症施策総合推進事業（認知症サポーター活動の推進）	9
(5) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	9
(6) 中土佐町養育支援訪問事業	9
(7) 自殺対策事業	9
24. 介護保険関連サービス事業	9
(1) 訪問介護事業所	9
(2) 通所介護事業所	10
(3) 訪問入浴介護事業所	11
(4) 指定居宅介護支援事業所	11
25. 障害者総合支援法（旧障害者自立支援事業）関連事業	12
(1) 障害者地域生活支援事業	12
・中土佐町地域活動支援センター「つどい処」	
(2) 障害者相談支援事業	13
・中土佐町相談支援事業所	
(3) 指定就労継続支援B型事業所「鰐乃國の萬屋」	14

平成28年度 事業計画

中土佐町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、中土佐町社会福祉協議会は、町民の皆さん、関係機関・団体の皆さん、行政とともに諸事業を積極的に遂行してまいります。

1. 経営理念

本会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進します。

2. 経営方針

- ① 住民主体の地域福祉活動をすすめ、福祉社会の実現をめざします。
- ② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現をめざします。
- ③ 中土佐町との連携のもと、地域に根ざした総合的なサービス・支援体制の展開をすすめます。
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みをすすめます。

3. 組織運営方針

本会は、公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、経営理念と経営方針に基づき、地域福祉の推進を目的に組織運営をしていきます。

- ① 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たしていきます。
- ② 事業の展開にあたって、住民参加を徹底していきます。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営に努めます。
- ④ 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守していきます。

4. 理事会の開催

開催時期	主 な 議 題
平成28年 5月	平成27年度の事業報告及び決算報告について
平成29年 3月	平成29年度の事業計画及び当初予算について

5. 評議員会の開催

開催時期	主 な 議 題
平成28年 5月	平成27年度の事業報告及び決算報告について
平成29年 3月	平成29年度の事業計画及び当初予算について

上記のほか、定款に定められた議決事項及び重要な事項を審議するため、隨時理事会及び評議員会を開催する。

6. 監事による監査

- (1) 定款第12条に定める監査を行うほか、必要に応じて監査を行う。
事業報告及び決算監査 5月
事業及び会計監査 隨時
- (2) 研修会への参加（高知県社会福祉協議会「福祉研修センター」）

7. 職員研修

職員の資質向上のため研修会、研究会、他施設の視察見学等への参加を促進とともに、介護福祉士、ケアマネージャー、社会福祉士、精神保健福祉士等の各資格取得について研修等への参加機会を多く提供し、取得へ向けて取りやすい環境を整える。また、研修への参加を行いながら、自己研鑽に努め、職員の資質向上を図ることにより、本会の組織の体制整備の充実強化を図る。

8. 防災計画

- (1) 消防署立会の消防訓練の実施
- (2) 避難誘導訓練の実施
- (3) 防災マニュアルの作成

9. 地域福祉活動計画（平成24年3月策定）の実施

自助・共助・公助が必要に応じて効果的に機能することをめざし、地域福祉の連携体制づくり、地域での見守り、支え合い活動の体制づくり、住民のふれあい、生きがいづくりを進めるとともに「福祉のまちづくり」を推進していく。

また、平成24年3月に策定した「中土佐町地域福祉計画」及び「中土佐町地域福祉活動計画」が平成28年度で終了となることから、二つの計画は中土佐町における地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあるため、中土佐町役場との協働により「第2期中土佐町地域福祉活動計画」を策定していく。

基本理念 「自立・協働・連携」

目指すまちの姿 「安心して 誰もが 自分らしく暮らすことのできるまち」

= 支え合うつながりづくり =

I. 中土佐型地域包括ネットワークシステムの検討

地域福祉計画・地域福祉活動計画の実践に伴い、地域の見守り活動や相談支援活動を検証しながら、地域の特性に応じた地域の見守り支援体制や専門機関との連携を図る仕組みを中土佐町役場ともに継続して整備をしていく。

II. 地域福祉研修会等の開催

中土佐町における「安心して誰もが自分らしく暮らすことのできるまちづくり」の地域福祉活動をさらに活性化するため、地域性の特性を踏まえ地域福祉の大切さを学ぶための研修会や学習会（認知症講習会等）等を地域と協議しながら開催していく。

III. 地域福祉の拠点「あったかふれあいセンター」の活用……… 中土佐町受託事業

中土佐町あったかふれあいセンター事業者として「ほのぼの大野見」及び「まんまる」、「寄り家」が相談機能、ボランティアの調整機能等を充分発揮し、地域福祉の拠点としての役割を担うため中土佐町役場ともに、継続して事業を推進していく。

① 事業目的

住み慣れた地域で住民誰もがいきいきと安心して暮らし、ともに支え合える仕組みをつくる。

② 事業内容

利用者を限定せずに、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用できる地域福祉の拠点を目指す。

大野見地域及び久礼地域、上ノ加江地域、矢井賀地域の実情や地域性に合わせた機能の充実を図り、福祉サービスや制度の隙間となる部分への支援を関係機関等と連携し、柔軟に行うとともに、それぞれの地域特性を踏まえ、「目指す姿」の実現に向けた取り組みを、地域福祉活動計画と連動させ確実に推進していく。

※必須機能 …… 「つどう」・「訪問」・「相談」・「つなぎ」・「生活支援」

※付加機能 …… 「送迎」・「預かる」・「交わる」・「学ぶ」

③ あったかふれあいセンターの取り組み = 共通事項 =

(ア) あったかふれあいセンターの有効活用

地域住民が気軽に立ち寄り、楽しみや憩いの中から自分たちが暮らす地域に

ついて一緒に考え、つながりが持てる場所をめざす。「あったかふれあいセンター」の存在を多くの地域住民に知ってもらい、利用につながる分かりやすい周知と積極的な活動、さらには丁寧な対応を心がける。また、「あったかふれあいセンター」の利用だけではなく一緒に作り上げてくれる地域住民（応援団）を増やし、地区に必要とされる「あったかふれあいセンター」を住民とともに作っていく。また、必要に応じて中土佐町役場、自主防災組織等と災害時避難行動要支援者に対して個別支援計画の策定支援や日頃の見守り訪問等を行う。

(イ) 地域福祉活動計画の実践

アクションプランを通じて、「あったかふれあいセンター」の有効活用と地域におけるつながり作りの再構築を図る。それぞれの地区的課題や活動の必要性を地域部会委員等と一緒に考え、継続、発展させていく仕組みをつくる。また、子どもや若い世代を巻き込み地域の活動を次代につなぐ取組を行う。また、次期地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に向け、関係会議等に参加する。

(ウ) 運営委員会の開催

地域住民・商工会・学校長・行政・関係機関を主な構成メンバーとして、「あったかふれあいセンター」の運営や方向性をともに考え、地域の課題解決や活性化等について意見を出し合う。住民に参画してもらうことで期待できる率直な意見（鮮度の良い地域の声）や違った角度から地域をみる目は「あったかふれあいセンター」の運営に必要であると考え、運営委員会での意見や提案、多職種から構成されるメンバーの柔軟な発想を積極的に取り入れた活動を行う。

④ 開所日及び開所時間

◎ 開所日 …… 月曜日から金曜日まで

(ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く)

「ほのぼの大野見」職員会等で職員が不在の場合がある

「まんまる」水曜日は職員会のため午後1時より閉所

「寄り家」職員会等で職員が不在の場合がある

◎ 開所時間 …… 午前9時から午後4時まで

「あったかふれあいセンター」職員の研修や他のプログラム等と重なった場合は、時間を短縮して閉所となる

◎ 職員体制 …… 地域福祉統括コーディネーター …… 2名（兼務）

「ほのぼの大野見」

　地域福祉コーディネーター …… 1名

　スタッフ …… 2名

「まんまる」

　地域福祉コーディネーター …… 1名

　スタッフ …… 2名

「寄り家」

　地域福祉コーディネーター …… 1名

　スタッフ …… 2名

10. 社会福祉協議会による地域福祉の推進

(1) 社会福祉協議会の活動体制の強化

地域福祉活動計画を推進するうえで、本会の活動体制の強化の必要性が明らかになってきており、地域アクションプランの実践から見えてくる課題等を検証しながら、推進に向けての基盤強化等のための「発展・強化計画」を次期地域福祉活動計画と整合性を図りながら策定の検討をしていく。

(活動体制の強化)

事業企画、実施に伴う事務局の体制強化、職員の資質向上を図ることにより、住民に信頼を得る活動を展開する。

① 役職員の研修の実施

② 発展・強化計画策定の検討

③ 各関係機関との連携

④ 人事管理体制の確立

⑤ 職員の健康管理

(2) 成年後見制度法人後見支援事業（新規事業）

町民の権利擁護を図るために中核的な機能を果たす権利擁護支援センターの設置に向けた取り組みが中土佐町役場で進められている。地域における権利擁護支援ニーズの拡大と権利擁護支援システム構築の流れの中で、その担い手をどの様に確保し、適切な後見活動による支援をどの様に行っていくか課題となっている。こうした状況において、地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会として、自らの役割を見出し、その役割を担っていくことが必要であることから法人後見の実施に向けた取り組みを行う。

社会福祉協議会における法人後見の実施の検討

- ①社会福祉協議会の社会資源として価値を最大限に活用させるよう取り組むこと。
- ②法人後見を継続して担うことのできる安定的な組織体制を構築すること。
- ③事業運営の適正化を確保すること。

1 1. 生活困窮者自立相談支援事業（平成25年11月から）……受託事業

複合的な要因などによって既存の制度のみや自立相談支援機関等では十分に対応できない生活困窮者を受け止め、その人が望む自立した生活を実現するためにどのような支援が必要かを把握・評価し、それに基づき本人主体の支援を行うとともに、地域における適切なサービスや支援をつくりだすなど、生活困窮者の自立に向けた相談支援を継続して行う。

生活困窮者自立相談支援事業の業務内容 職員 …… 2名（兼務）

- ①生活困窮者が抱える多岐にわたる課題に対し広く相談対応すること
- ②ハローワーク等への同行訪問などの就労を支援すること
- ③課題を解決する際に、本人を取り巻く地域の力を強化し、地域づくりを行っていくための社会資源の開発を行うこと

1 2. 社会福祉協議会の基盤整備・強化

(1) 会員加入促進

本会の運営に賛同された方に加入をしていただき、より充実した地域福祉活動を推進し、継続する。

個人会員 1口 …… 300円
賛助会員 1口 …… 1,000円
特別会員 1口 …… 5,000円

- ①賛助・特別会員制度の周知と協力依頼加入促進月 …… 8月
- ②5月の理事会・評議員会で協力依頼
- ③広報等を通じて社協をPRし、一人でも多くの方に会員になってもらえるよう推進していく。
- ④町内企業等にも社協活動についての理解と賛同を求めていく。

(2) 財源確保と適正管理運用

「社会福祉法人会計基準」に基づき、適正な資金管理、運用を行い、事業運営の透明性を確保する。

- ①住民会費、共同募金、寄付金等の民間財源の確保
- ②補助事業、委託事業の導入
- ③介護保険サービスに係わる介護報酬及び利用料等の適正請求事務及び事業の円滑な運営のための資金管理
- ④経理規程の遵守

1 3. 企画・広報事業

(1) 社協だよりの発行

社協事業の紹介、地域福祉の現状報告、様々な福祉活動の紹介、福祉意識の高揚のための啓発に活用する。

- ①保育園、学校、地域の協力による記事の作成
- ②発行月 …… 1. 3. 5. 7. 9. 11月（奇数月に配付）

- ③ 地区長の協力を得て全戸配布 …… 3,000世帯
 - ④ 関係機関への配布
 - ⑤ 福祉情報の提供、福祉事業の紹介
 - ⑥ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (2) ホームページの有効活用（開設：平成27年10月29日）
ホームページを地域福祉の情報提供の一つとして、住民のニーズに応えることができるようインターネットを利用した情報提供を行う。

1 4. 地域生活支援事業

・福祉用具貸出事業

在宅要介護者の利便を図るために、本会にある福祉用具の貸し出しを無料で行う。

手動Sベット …… 2台

電動Sベット …… 3台

車イス …………… 8台

① 福祉用具の貸し出し状況を明確にするための貸出台帳の整備

② 地域包括支援センター等、関係機関との連絡調整

1 5. 心配ごと相談

住民の各種の相談に応じるとともに、相談を通じて見出された課題に対して、ニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を行うなど、継続して対応にあたる。問題解決のために必要な相談機関との連携を図り、各種情報の収集整理を行う。

① 電話相談

② 他機関との連携

専門的分野の相談については、必要に応じた機関との連携

③ 民生委員児童委員との連携

1 6. 福祉教育・ボランティア活動

(1) 福祉教育、ボランティア活動、地域福祉の推進事業の実施

町内小学校（3校）、中学校（3校）と連携し、福祉活動に取り組むことで、児童、生徒に福祉の心が育つことを期待し、地域とのつながりを重視したボランティア活動を推進する。

① 学校訪問活動（随時）

② 助成金の交付

(2) ボランティアセンター機能の推進

ボランティア関係情報の収集、提供をはじめ、ボランティアの需給調整、研修の場の確保等を行い、新たな分野へのボランティア活動の開拓と支援を行う。

① 相談、登録、あっせん活動

② ボランティア保険の加入手続き

③ 広報、啓発活動

④ ボランティアグループの活動支援

⑤ 町内の福祉施設との情報交換

(3) 災害ボランティアセンタ一体制強化

南海トラフ地震等の大規模災害発生後、迅速に地域住民の生活復旧・復興に着手できるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営体制の強化を行う。

① 初期行動計画の策定及び発生直後の情報連絡の整備

② 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの活用

1 7. 共同募金及び歳末たすけあい事業・24時間TV

(1) 赤い羽根共同募金配分金事業

10月1日から始まる赤い羽根運動をPRするため、町内で街頭募金を実施しスタートする。併せて地区委員さんの協力のもとに各家庭の協力を得て募金活動を実施する。

- ① 共同募金の推進実施時期 …… 10月～12月
街頭募金 …… 10月
- ② 共同募金の事業（配分金）
 - 老人福祉（体育、芸能大会）への支援
 - 一人暮らし老人の集いへの支援 …… 11月
 - 中・高校生ボランティア活動への支援
 - 母子・父子福祉
 - 対象家庭への新入学児童お祝金の支給
 - 福祉教育
 - 福祉協力校への助成・支援、ボランティア活動への助成、支援等

（2）歳末たすけあい配分金事業

- 歳末たすけあい配分金を有効に活用し、心温まるお正月を迎えてもらうために配分活動を行う。
- ① 推進委員会の開催
 - ② 低所得世帯であって常時、紙パンツ、紙オムツを必要とする方に民生委員を通じて現品を援助
 - ③ 生活困窮者、災害被災者への援助

（3）24時間TV募金活動

24時間テレビ「愛は地球を救う」募金キャンペーンを各団体、ボランティアの協力を得て実施する。

- ① 開催日 …… 8月下旬（日）

18. 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付制度（高知県社会福祉協議会資金貸付事務委託契約）
この制度は、他の融資制度や給付制度を利用できない低所得者や障害のある方のいる世帯等を対象に、必要な資金の貸付けと必要に応じた援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度。

- ① 生活福祉資金貸付制度の啓発

厳しい雇用経済情勢の中で、今後も失業者、低所得者の増加が見込まれ、そのため、これらの方々に対するセーフティネット施策のひとつである生活福祉資金貸付制度は、活用しやすく、効果的な支援が行えること。
利用できる世帯は、低所得世帯、障害者世帯及び65歳以上の高齢者のいる世帯
- ② 貸付相談に対する迅速な対応
- ③ 民生委員児童委員との連携
- ④ 生活福祉資金滞納者に対する償還指導
- ⑤ 貸付資金の経理に関する明確化

「生活福祉資金の種類」 …… ① 総合支援資金
② 福祉資金
③ 教育支援資金
④ 不動産担保型生活資金

19. 小口福祉資金貸付事業

一時的に生活に困窮している世帯に対し生活の安定を図るため、応急的な経済援助を図るために小口資金を貸し付け、もって福祉の推進に寄与することを目的とする制度。貸付の対象は、町内に居住する世帯で貸付を受けることによって、生活安定の一助となると認められる者に対して行う。

- ① 小口福祉資金制度の啓発

貸付限度額 …… 10万円以内
貸付金の使途 …… 教育、自立更正、就労等の支度、疾病の治療等、生活上緊急に必要な費用
- ② 貸付相談に対する迅速な対応
- ③ 民生委員児童委員との連携

- ④ 滞納世帯に対する償還指導
- ⑤ 資金の経理に関する明確化

20. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

福祉サービス利用援助事業の利用者に対する援助

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者と本会との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行う事業で、利用者に代わって、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を本会に登録されている「生活支援員」が行う。

- ① 福祉サービス利用援助事業の啓発

「生活とお金」を守るために本会がお手伝いする制度

- ② 対象者

日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行なうことが困難な方

- ③ 福祉サービス利用援助及び日常的金銭管理

利用料 1時間 1,500円

書類保管利用料 1年間 6,000円

- ④ 専門員 3名配置（兼務）

- ⑤ 生活支援員の確保及び育成

21. 福祉団体等の活動支援

(1) 民生委員児童委員協議会

地域に根ざした民生委員児童委員の相談援助活動と本会の機能をつなぐことで、具体的な地域住民の暮らしの援助を行う。

- ① 小地域ネットワーク活動の推進
- ② 在宅要援護者への相談活動
- ③ 児童、生徒の健全育成のための活動援助
- ④ 調査活動
- ⑤ 生活福祉資金の利用援助
- ⑥ 各種研修会への参加援助

(2) 老人クラブ連合会

町内に15の単位老人クラブがあり、高齢者の健康と生きがいづくりの組織的な活動母体としての団体で、地域支え合いのボランティアとしての役割も期待されることから、連動した活動が必要である。

- ① 友愛訪問活動と環境美化の推進
- ② 各種研修会への参加援助
- ③ 健康と生きがいづくり活動の推進
- ④ 運動会等広域事業への参加

(3) 障害者協議会

障害のある人達の当事者団体として、福祉ニーズの発見、支援のための方策とともに検討する障害者の社会参加を促進するための行事、研修を行う。

- ① 会員加入のための啓発及び事業の広報
- ② 地域交流のための行事企画実施援助
- ③ 研修会への参加援助
- ④ 運動会等広域事業への参加
- ⑤ 身体障害者相談員、知的相談員との連携
- ⑥ 町外の障害者団体との連携

22. 大野見保健福祉センター管理業務事業（平成26年4月～）

本会大野見支所が大野見保健福祉センターの管理を行う。

業務の内容

- ① オムツなどの介護用品の販売
- ② 保健福祉センターの部屋の予約等

2.3. 中土佐町受託事業

(1) 寝具類洗濯乾燥、消毒サービス事業

高齢者及び障害者の寝具類の洗濯、乾燥並びに消毒を行うことにより、清潔で快適な生活を支援し、もって在宅福祉の推進を図ることを目的とする。(ただし、自分でできたり、家族がしてくれる方は対象外)

- 対象者 …… ① 概ね 65 歳以上の高齢者世帯に属する者
- ② 介護認定の要介護 3 以上の被保険者で在宅介護を受けている者
- ③ 身体障害者
- ④ 町長が特に必要と認めた者

※行政、地域包括支援センターと連携し、実施する。

① 実施方法

一回計年度に 2 回以内 利用料金及び利用者の負担(1枚当たり消費税込み)

敷布団(シングル) …… 2,916 円 非課税(583 円) 課税(875 円)

掛布団(シングル) …… 2,916 円 非課税(583 円) 課税(875 円)

毛 布(シングル) …… 648 円 非課税(130 円) 課税(194 円)

② サービス事業利用募集(制度の啓発)

③ 利用申請

④ サービス調整会議

⑤ 決定及び通知

⑥ サービス事業実施委託契約

⑦ サービスの提供及び報告

⑧ 委託料の請求、支払い

(2) 日常生活援助サービス事業

家事等が困難な高齢者に対して、日常生活援助を支援することにより、在宅生活の推進を図ることを目的とする。

- ① 家事、買い物、家屋の軽微な修理、話し相手等の日常生活を営むうえで必要なもの
- ② その他町長が、この事業により実施することが適當と認めた者
- ③ サービスの利用は、週 2 回を限度
- ④ 町内に住所を有し家事等が困難な概ね 65 歳以上の高齢者
- ⑤ 行政、地域包括支援センター、シルバー人材センター(シルバーヘルパー)との連携
- ⑥ 制度の啓発
- ⑦ 利用申請
- ⑧ サービス調整会議
- ⑨ 決定及び通知
- ⑩ 利用者の負担
- ⑪ 委託料の請求、支払い

日常生活援助基本サービス(1時間当たり) …… 町民税非課税世帯…… 200 円

町民税課税世帯…… 300 円

(3) 要援護高齢者等入浴サービス事業

デイサービス終了後、要援護高齢者等で入浴サービスが必要な人に提供する。

- ① 入浴日及び入浴時間 …… 女性(月、水、金) 男性(火、木、土)
午後 4 時から午後 6 時まで
- ② 入浴料金 …… 大人(中学生以上) 300 円・小学生 150 円
- ③ 行政、シルバー人材センターとの連携(シルバー人材センターに業務委託)
- ④ 入浴施設従事者(シルバー人材センター)
従事者の用務 …… 入浴料金の徴収、浴室洗浄、清掃及び水管理
賃 金 …… 月曜日～金曜日 2,700 円/回
土曜日 4,300 円/回
- ⑤ 委託料は、事業実施に係る必要経費(人件費、燃料費、光熱水費及び事業者保険料)

(4) 中土佐町認知症施策総合推進事業（認知症サポーター活動の推進）

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援等を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人やその家族への効果的な支援を行うことが重要である。

このため、中土佐町認知症施策総合推進事業を受託することにより、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関等をつなぐコーディネーターの役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。

(5) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（平成27年4月～）

年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図る事業を継続して行う。

- ① 地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業
- ② 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・維持を図るために必要となる事業
- ③ 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業
- ④ その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業

(6) 中土佐町養育支援訪問事業（平成27年7月～）

養育支援が特に必要であると中土佐町長が判断した家庭を訪問し、家庭内での養育環境を整えるため育児、家事等の援助を行う。

業務の内容

- ① 基本的な生活習慣にかかる援助
- ② 近隣住民等との対人関係づくりへの援助

(7) 自殺対策事業（新規）

引きこもり等で地域社会とのつながりが薄い若年層の個別訪問し、相談に応じ、就労等へつなげる。

業務の内容

- ① つなぐつながる事業以降つながりのない若年層に対する訪問相談等を行うとともに、障がい者のニーズ把握

2.4. 介護保険関連サービス事業

(1) 訪問介護事業所

事業の目的

- ① 訪問介護 …… 要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。
- ② 介護予防訪問介護 …… 要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防訪問介護を提供する。
- ③ 障害者自立支援 …… 支給決定を受けた障害者又は障害児に対し、適正な居宅介護、重度訪問介護及び同行援護を提供する。

運営方針

- ① 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。
- ② 要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。
- ③ 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。
- ④ 営業日及び営業時間

◎ 営業日 …… 日曜日から土曜日まで
ただし、天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く

◎ 営業時間 …… 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、サービス提供時間は午前7時から午後9時までとし、常時電話等により、連絡可能な体制をとる

⑤ 職員体制

- 管理 者 1名 (介護福祉士)
サービス提供責任者 1名 (介護福祉士)
日給ヘルパー 5名
時給ヘルパー 5名

⑥ 利用者の状況 (平成28年1月31日現在)

状態区分	要支援	要介護 I	要介護 II～V	自立支援	同行援助	合 計
人数(名)	18	8	25	8	3	62

業務内容

- ① ヘルプサービス (身体介護、生活援助)
- ② 書類作成 (訪問介護計画書、介護予防計画書、実績報告書、評価表等)
- ③ 実績入力ー請求処理 (介護保険、介護予防 自立支援事業)
- ④ 給与計算 (時間給)
- ⑤ 各関係機関との連絡、サービス調整、担当者会

※ 今年度の取り組み

① 訪問介護員の資質向上

職員は、自己研鑽に努めるとともに、各種研修会、講習会等への積極的な参加や定期的な職員ミーティングや内部研修を実施し、資質の向上を図る。また、同一なサービスが提供できるように情報交換等を行いより良いサービスが提供できるように努める。

② 人材確保、定着及び育成

運営状況に沿った人材を配置することにより、安定した運営が図れるよう努める。また、次世代を見据えた人材の確保、定着及び若い世代の人材育成に努める。

③ 予防訪問介護の動向についての情報収集

平成28年度が施策変更実施期間となるため状況、周囲の他の事業所の動向等の情報収集を行い、スムーズな移行ができるよう取り組む。

(2) 通所介護事業所 (予防通所介護を含む)

運営方針

要介護を必要とする利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介助及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図るよう援助を実施する。

業務内容

- ① 日常生活上の援助 (日常生活動作の能力に応じて、必要な介助を行う。)
- ② 健康状態の確認 ③ 機能訓練サービス ④ 送迎サービス
- ⑤ 入浴サービス ⑥ 食事サービス ⑦ 相談、援助
- ⑧ 【予防介護】生活機能向上グループ活動 (集団的創作活動及びレクリエーション)
- ⑨ 職員体制

管理者 1名 (社会福祉主事)

生活相談員 (2名) (兼務2名)

看護職員 1名 (准看護師・機能訓練指導員兼務)

2名 (准看護師・訪問入浴看護師兼務)

介護職員 13名

〔 介護福祉士5名・ヘルパー5名、保育士1名、調理師1名
内：調理員兼務3名・訪問入浴介護職員兼務1名 〕

調理員 1名

⑩ 営業日及び営業時間

◎ 営業日 月曜日から金曜日まで (祝祭日を含む)

ただし、12月31日から1月3日までを除く

◎ 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、サービス提供時間は午前9時から午後4時30分まで

⑪ 利用者見込み人数 21名／日 程度

※ 今年度の取り組み

- ① 職員の資質向上・サービス品質の向上
快適、安全なデイサービス利用に向けて、職員が各種研修会への参加及び他事業所への見学実習の実施を行い新しい視点や知識を身に付けることを行う。
- ② 災害対策
今後予想される南海トラフ地震時の避難等について、各種団体との意見交換を行い、避難訓練等を実施する。
- ③ 新規利用者の確保
新規利用者の情報収集に努め、他の事業所・ケアマネージャー等の交流、情報交換を行う。

(3) 訪問入浴介護事業所

運営方針

介護状態になった利用者の方が、居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活ができるよう、居宅サービス計画に基づき、居宅における入浴の援助をすることにより、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持を図れるよう入浴介護サービスを提供する。

業務内容

- ① 居宅における入浴介護
 - (ア) 入浴前のバイタルチェック（体温、血圧、脈拍、体調等の聞き取り）
 - (イ) 入浴介助（看護職員1名・介護職員2名の3人体制で行う）
 - (ウ) 清拭または部分浴（希望時）
- ② 利用料金
 - (ア) 入浴介助 12, 340円／人
(利用者1割負担 1, 234円)
 - (イ) 清拭又は部分浴 8, 640円／人
(利用者1割負担 864円)
- ③ 職員体制
 - 管理者 1名（准看護師・通所介護事業所兼務）
 - 看護職員 2名（准看護師・通所介護事業所兼務）
 - 介護職員 1名（介護福祉士・通所介護事業所兼務）
1名（ヘルパー）
- ④ 営業日及び営業時間
 - ◎ 営業日 月曜日から金曜日まで（祝祭日を含む）
ただし、12月31日から1月3日までを除く
 - ◎ 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、サービス提供時間は午前9時から午後5時まで
- ⑤ 利用者見込人数 24名／月程度
- ⑥ 居宅介護支援事業所事業所別利用状況（平成28年3月末）
 - 本会 男性1名 女性1名
 - 大野見福祉会 男性1名 女性1名

※ 今年度の取り組み

安全、快適な入浴、また、利用者のニーズに合わせた入浴介護サービスを図る。

(4) 指定居宅介護支援事業所

運営方針

その人らしい人生を実現できるサービスを提供する。介護が必要になってもその人らしい人生と一緒に探すことから始め十人十色のその人らしい人生に寄り添うこと、また、利用者を尊重した支援を行うことを目標に介護が必要となった生活の再構築を利用者の意思を尊重しながら行う。

業務内容

- ① 居宅介護支援事業所は、要介護者である利用者等の依頼を受けて、介護支援専門員による居宅介護支援サービス計画の作成をはじめとした居宅介護支援を行う。
- ② 居宅介護支援の提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者・家族に対してサービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

- ③ 居宅介護支援サービス計画の作成にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために、利用者の心身や家族の状況等に応じて継続的かつ計画的にサービス利用が行われるようにし、また、日常生活全般を支援する観点から保険対象外の保健医療・福祉サービスや、地域住民の自発的活動によるサービスも含め計画上に位置づける。
- ④ 職員体制
- 管理者 1名（介護支援専門員兼務）
 - 介護支援専門員 2名
- ⑤ 営業日及び営業時間
- ◎ 営業日 月曜日から金曜日まで
ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く
 - ◎ 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで
夜間休日・緊急時 夜間休日は携帯電話、緊急時には社会福祉協議会職員連絡網等により柔軟な対応ができるよう利用者や家族等に不安を与えないように努める。

※ 今年度の取り組み

- ① 介護保険制度の動向や圏域の福祉情勢を把握し、事業の円滑化に努める。
- ② 研修会（専門研修及びその他の研修）へ参加し、自己研鑽に努め、広い視野と豊かな感性をもった専門職としての資質向上に努める。
- ③ 他居宅支援事業所を始め、各サービス事業所との連携を図り、サービスの資質向上に努め利用者等に貢献できるサービスの提供を確保できるよう努力する。
- ④ 3名体制となったことで新規の利用者を少しでも多く確保することに務める。（目標月平均85名）
- ⑤ 居宅専門同士の関係を密にして、身体的精神的な負担を一人で抱え込むことがないように職員間の話し合い等実現し報告連絡相談を密にできるよう努める。
- ⑥ 居宅介護事業所として現在の体制にて算定可能な加算を積極的に取得する。

※ 『中土佐町の現状』平成28年1月末現在

- 人口 7,364人
- 65歳以上 3,132人（高齢化率42.5%）
- 介護保険認定者数 660人
- 1号被保険者 646人
- 2号被保険者 14人

2.5. 障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）関連事業

(*障害者総合支援法：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」) 法改正（基本理念） 日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならぬ。

(1) 障害者地域生活支援事業 中土佐町受託事業

・中土佐町地域活動支援センター「つどい処」

創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とする。

- ① 実施する地域 中土佐町
- ② 対象となる方 町内に住所がある障害者及び町長が必要と認める者
- ③ 定員 20人
- ④ 職員配置 管理者 1名（精神保健福祉士・常勤）
相談支援専門員 2名（常勤1名 兼務1名）
相談支援員 2名（常勤1名 兼務1名）

⑤ 開所日及び開所時間

- ◎ 開所日 月曜日から金曜日まで
ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く（事業によっては、土・日に開所することがある。）

◎開所時間 …… 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
ただし、サービス提供時間は午前 9 時から午後 4 時まで

⑥ 基礎的事業

- ・集える場の提供
- ・創作的活動支援・生産活動
- ・スポーツ・レクリエーション活動支援
- ・他地域の当事者との交流活動・地域イベント等への参加
- ・地域住民・ボランティアとの交流事業等

⑦ I 型事業

- ・金銭管理支援サービス
- ・生活力向上個別支援
- ・高次脳機能障害の本人・家族のミーティング事業の運営、聴覚障害者のサークル活動への支援などセルフヘルプ活動に関する支援
- ・障害保健福祉についての啓発活動等

⑧ 相談支援事業

- | | | |
|-----|------|--|
| 方 法 | ………… | 面接・訪問・電話など |
| 内 容 | ………… | 生活全般に関する相談
福祉サービスを利用するための情報提供
権利擁護のために必要な援助
セルフヘルプ活動に関する支援
その他情報提供に関する支援 |

⑨ その他の事業内容

- ・障害児長期休暇支援事業
- ・避難訓練・災害学習等

(2) 障害者相談支援事業 …… 中土佐町受託事業

・中土佐町相談支援事業所

精神障害（児）者、並びに難病対象者、またその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービス利用支援等の必要な支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障害者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

- ① 日常生活全般にわたる相談
- ② 福祉サービスの利用援助
- ③ 社会資源を活用する為の援助
- ④ 社会生活力を高めるための援助
- ⑤ ピアカウンセリング
- ⑥ 権利擁護のために必要な援助
- ⑦ 専門機関の紹介
- ⑧ アセスメント（支援するうえで解決すべき課題の把握）の実施
- ⑨ サービス利用計画原案の作成
- ⑩ サービス担当者会議の開催
- ⑪ モニタリング（サービス利用計画の実施状況の把握）の実施
- ⑫ 地域移行・定着支援
- ⑬ その他必要な相談支援については、町と協議のうえ実施する
- ⑭ 職員配置 …… 管理者 1 名（事務局長兼務）
相談支援専門員 3 名（常勤 1 名・兼務 2 名）
相談支援員 1 名（常勤）

⑮ 開所日及び開所時間

◎開所日 …… 月曜日から金曜日まで

ただし、祝日及び 1 月 29 日から 1 月 3 日までを除く

◎開所時間 …… 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ただし、サービス提供時間は、午前 9 時から午後 5 時まで

地域定着支援の受給者等、必要な場合は

（24 時間体制の支援を行うことができる）

(3) 指定就労継続支援B型事業所「鰐乃國の萬屋」

事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑なる指定就労継続支援（B型）提供を確保する事を目的とする。

運営方針

利用者が通所により、自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう就労の機会を提供する。さらに、一般就労への移行に向けて、利用者に対し必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを適切に行う。

- ① 勤める場としての事業所を就労の場、並びに社会的役割を担う場としての取組みを実施し、必要に応じて関係機関と連携しながら、一般就労に向けた支援を行う。

各事業ともにサービス提供時間は、基本は午前9時から午後3時までの時間帯の内とする。

(ア) リサイクル事業

ストックヤード施設において「火・水・木・金」曜日の週4日、資源物の搬入日程に合わせて『缶・ビン・古紙・古布・発泡トレイ・ペットボトル等』のリサイクル作業を行い、資源ごみの分別や、中間処理、保管などの作業を通じて町の環境づくりの役割を担う。

また、集荷資源物量の変動により作業量が変動し、就労意欲の保持や一般就労につながる能力開発のための新規作業の導入などに向けての取り組みを強化する。

(イ) 店舗事業

鰐乃國のめし家「萬や」において「火・水・木・金・土」曜日の週5日、仕込み、接客、清掃、調理、配膳などの作業を行い、地域とつながり、さまざまな対人コミュニケーションの場を通じて、鰐乃國の町づくりに参加する。

お客様や応援してくれる地元の方々に対して、メンバーと職員みんなで「ありがとう」のあふれる店づくりをめざす。

火曜日の弁当は定着し安定的な売り上げをあげている。本年度は火曜日以外にも注文があれば弁当を受注しスープ等の軽食の出張販売も進めていく。

(ウ) たれづくり事業

基盤整備事業により建築された「たれ工房」において、必要に応じ、店舗使用のたれの製造を行い、また、注文に応じてたれ3種（丼たれ・ちり酢・ドレッシング）のビン煮沸、ビン詰め、たれ仕込み、ラベル貼りなどの作業を行い、手作りの商品として製造、販売を行う。

(エ) 自動販売機清掃

地域において屋内設置の自動販売機は4ヶ月に一度、屋外設置の自動販売機は3ヶ月に一度のペースで清掃作業を行う。

(オ) 「よろずai」製造販売事業

販売状況により作業日程を組み、適宜、毎週または隔週1回の作業日程とする。

生活環境クリーナー「よろずai」の製造、ボトル詰め及びラベル作り等の軽作業他を行い、環境保全の役割を担える場として、海や川がきれいになる町づくりに参加する。

(カ) その他事業

利用者数の増減、個々の高齢化に伴い変化・増加するニーズに応えるため、新たな作業を模索・検討・試行する。（事業内容により個々の日程となる）

一例としては、昨年同様、町からの委託事業（公園・町営住宅周辺の清掃など）を積極的に行い、今後の利用者の社会的・経済的自立支援のための工賃向上をめざす。

② 集まる場所・交わる場所としての事業所

各事業において、ミーティング・部署会及び月1回の事業所全体の所内会を実施、利用者相互が意見を出し合い、理解し合い、事業所全体として話し合える場

を大切にする。また、交流を深め、社会見学・体験のための日帰り研修旅行・季節行事などを実施する。

共に生きる町づくりに向けて、事業所を人と人とが交わる場、お互いがお互いを認め合う場として位置づけ、下記の取り組みを行う。

(ア) 小学生との交流

小学生との交流を通じて障害、環境についての理解を深める。

(イ) 環境学習の受け入れ

リサイクル作業の見学、実習の受け入れを行う。

(ウ) 店舗における交流

接客を通じて地域の方々と交流を行う。

(エ) その他の交流

事業所・医療機関・ボランティアなど地域との交流を行う。

③ 防災関係

昨年に引き続き、地域の中で暮らす障害を持つ利用者の就労中における災害時のための支援のあり方を協議し、災害時の対策として想定されることに対処できる準備（防災マニュアルや、国・地方自治体の指針にのっとり防災設備・備蓄品の整備など）を強化し、実際の訓練を就労時間中に行いリアリティの高い訓練を実施する。

◎防災意識の向上

地域での防災訓練や避難予想・日常生活の中で防災意識の向上のための講習などを通じ防災意識を高める。

④ 職員体制

今後の長いスパンでの事業展開を考えていくうえで、比較的若い人材を採用し育成を図り定着のための待遇を検討する。

(ア) 管理者 1名

(イ) サービス管理責任者 1名

(ウ) 目標工賃達成指導員 1名

(エ) 生活支援員 2名（常勤2名）

(オ) 職業指導員 3名（常勤1名・非常勤2名）

(カ) 補助員 1名（非常勤）

⑤ 開所日及び開所時間

◎開所日 月曜日から土曜日まで

（12月29日から1月3日までを除く）

*ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、上記にかかるわらず開所し、又は休所することができる

◎開所時間 午前8時30分から午後4時まで

*ただし、管理者が必要と認めた場合は、開所時間を延長又は短縮することができる